

## 令和4年度の後期高齢者医療保険料について

### 《保険料の考え方と保険料率》

後期高齢者医療の保険料は被保険者個人ごとに計算され、一人ひとりの負担能力（所得額）に応じて公平に納めていただいています。

#### 保険料の算定方法

$$\text{年間保険料額 (限度額66万円)} = \text{均等割額 (被保険者1人当たり 50,880円)} + \text{所得割額 (前年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43万円) \times 所得割率 9.35\%}$$

### 《均等割額・所得割率が変わります》

令和4年度から後期高齢者医療保険料の均等割額と所得割率が次のとおり変更になります。被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、後期高齢者医療制度へのご理解とご協力をお願いします。

	令和3年度	令和4年度	比較
均等割額	50,640円	50,880円	240円増
所得割率	9.55%	9.35%	0.2%減

### 《保険料均等割額の軽減について》

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28.5万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円×(被保険者数)以下	2割

※保険料額は7月中に決定し、保険料額決定通知書でお知らせします。

☆制度内容や手続について、詳しくは『島根県後期高齢者医療広域連合』のホームページをご覧ください。  
島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.shimane-kouiki.jp/>

【問い合わせ先】 市保険課 保健・年金係（後期高齢者医療担当） ☎ 31-0215

#### ◇ マイナンバーカードの保険証利用について ◇

令和3年10月からマイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。医療機関や薬局の窓口でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、スムーズに保険証の確認ができます。また、マイナンバーカードはキャッシュカードの大きさなので持ち運びにも便利です。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには申込みが必要です。

#### 【マイナンバーカードの保険証利用についての問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く） 平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30